

平成 28 年 12 月 27 日

市内調査対象事業者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

「平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」について（依頼）

日頃から、本市障害福祉事業施策に御協力を賜り、御礼を申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課より、「平成 28 年 10 月 16 日付けで調査票を発送し、既に受付期間を終了しているが、来年も提出書類を受け付ける」旨を周知するよう、本市宛に依頼がありました。

調査対象かつ未回答の事業者におかれましては、速やかに御対応くださいますよう、お願いいたします。

なお、今回の調査では、平成 26・27 年度収支を把握することとしている等、調査結果につきましては、次期報酬改定時の重要な基礎資料となりますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

※ 書類に関する質問や御提出は、下記の「調査票記入に関するお問合せ先」に御確認ください。当課にお問い合わせ、御提出いただきました場合、対応しかねます。

※ 本調査は、全国 12 万か所の事業所・施設のうち、約 1 万 6 千か所程度を無作為に抽出して行われる調査であり、調査対象の事業所等のみ紙の調査票が発送されています。したがって、**紙の調査票が届いていない事業所は調査対象外ですので、回答は不要**です。ご注意ください。

※ 調査票は、法人所在地に送付されています。そのため、本市外の事業所が調査対象の事業者におかれましても、未回答の場合は御対応ください。

※ 調査票記入に関するお問合せ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」事務局

- ◇ TEL：0120-150-092（フリーダイヤル）
- ◇ 受付時間 平日 9：30～17：30（土・日・祝日を除く）
- ◇ FAX：06-7637-1479
- ◇ E-mail：jimukyoku@h28shogaishogu.jp
- ◇ 調査専用ホームページ：http://h28shogaishogu.jp/

障害計画課事業者指定担当

TEL 044(200)2927

FAX 044(200)3932

事務連絡
平成 28 年 10 月 17 日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

「平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の実施について（協力依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、厚生労働省では、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充等を含む平成 27 年度報酬改定が、着実に従事者の処遇改善に反映されているか等を把握するため「平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を実施することといたしました。

本調査においては、全国の障害福祉サービス等施設・事業所（以下「事業所等」という。）から、約 16,000 か所を無作為に抽出して、平成 28 年 10 月 16 日（日）に調査票を送付いたしました。

調査票の提出期限は**平成 28 年 11 月 15 日（火）まで**となっておりますので、各都道府県等障害保健福祉主管課におかれましては、事業所等の皆様から本調査に対してより一層のご協力を得られるよう、

- ・ホームページ等で本調査の周知及び回答協力依頼をしていただく
- ・貴管内の事業所等に対し、メール、通知等により回答協力依頼をしていただく

等、特段のご配慮をお願いします（昨年度調査におきましては、特に公営の事業所等の回収率が低調であったことから、管内市区町村に対する周知もお願いいたします）。

また、本調査については、調査票をインターネット経由で提出する方法も用意しております。政府全体の方針としてオンライン調査を推進していることから、回答に当たっては、インターネット経由による提出方法を積極的にご利用いただきますよう併せて周知ください。

今回の調査で把握する従事者の処遇状況及び事業所等の収支状況のデータについては、次期報酬改定時の基礎資料となる重要なものであることから、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

なお、別添として本調査の概要を送付いたしますので、周知等の際にご活用いただけますと幸いです。

【担当者】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
評価・基準係 北村、川端
TEL：03-5253-1111（内線：3036）

【調査票記入に関するお問合せ先】（調査対象施設・事業所用）

「平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」事務局
TEL：0120-150-092（フリーダイヤル）
※受付時間 平日 9：30～17：30（土・日・祝日を除く）
FAX：06-7637-1479
E-mail：jimukyoku@h28shogaishogu.jp
調査専用ホームページ：http://h28shogaishogu.jp/

平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

1. 調査目的

本調査は、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充等を含む平成 27 年度報酬改定が、着実に従事者の処遇改善に反映されているかを把握し、次期報酬改定時の基礎資料を得ることを目的として実施します。

2. 調査のスケジュール

平成 28 年 10 月 16 日（日） 調査票発送
11 月 15 日（火） 調査票提出〆切り
平成 29 年 3 月末 調査結果公表

3. 調査対象

障害福祉サービス等を実施する全施設・事業所を対象としています。なお、調査対象のサービス区分は以下の通りです。

・ 居宅介護	・ 重度訪問介護
・ 同行援護	・ 行動援護
・ 療養介護	・ 生活介護
・ 短期入所	・ 重度障害者等包括支援
・ 共同生活援助（介護サービス包括型）	・ 共同生活援助（外部サービス利用型）
・ 施設入所支援	・ 自立訓練（機能訓練）
・ 自立訓練（生活訓練）	・ 就労移行支援
・ 就労継続支援 A 型	・ 就労継続支援 B 型
・ 計画相談支援	・ 地域相談支援
・ 福祉型障害児入所施設	・ 医療型障害児入所施設
・ 児童発達支援	・ 医療型児童発達支援
・ 放課後等デイサービス	・ 保育所等訪問支援
・ 障害児相談支援	

4. 調査客体

調査の対象となる施設・事業所について、全国で合わせて約 16,000 か所を、各サービス別に開設主体、地域性及び事業規模を考慮し、無作為に抽出して客体を選定しています。

5. 調査項目

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出状況
- ・ 障害福祉サービス事業所等の給与等の引き上げ状況
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の処遇改善効果
- ・ 事業活動収支状況 等

6. 秘密の保持

本調査は統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「一般統計調査」であり、調査票の取り扱い、秘密の保持には万全を期すとともに、ご記入いただきました内容は本調査の目的以外には使用いたしません。

7. 調査票記入に関するお問合せ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「平成 28 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」事務局

◇ TEL：0120-150-092（フリーダイヤル）

※受付時間 平日 9：30～17：30（土・日・祝日を除く）

◇ FAX：06-7637-1479

◇ E-mail：jimukyoku@h28shogaishogu.jp

◇ 調査専用ホームページ：http://h28shogaishogu.jp/

よくある質問

(問) 調査票は全ての施設・事業所に届くのですか。

(答) 本調査は、全国の障害福祉サービス等施設・事業所（以下「事業所等」という）の中から無作為に約 16,000 か所を抽出し、調査票を配布しております。そのため、今回調査票が届かない事業所等もございますので、お手元に調査票が届いた事業所等におかれましてはご協力いただきますようお願いいたします。

(問) 地方公共団体や独立行政法人が設置している事業所は回答不要でしょうか。

(答) 本調査は、事業所等の経営主体に関わらず調査対象としております。

(問) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出をしていない事業所は回答不要でしょうか。

(答) 本調査では、処遇改善加算に関する質問以外にも、職員の処遇状況等や事業所等の収支に関する質問もあり、処遇改善加算の届出をしていない事業所等も調査対象としております。

本調査で把握する職員の処遇状況や事業所等の収支に関するデータについては、次期報酬改定の検討を行う際の重要な基礎資料となるため、本調査の意義をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(問) 調査票が届きましたが、回答は郵送で行うのですか？

(答) 本調査においては、オンライン及び郵送の二通りの回答方法を用意しております。

なお、現在、政府全体でオンライン調査を推進していることから、インターネット経由による提出方法を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

オンラインで回答する場合は、特設サイトから調査票をダウンロードして直接入力をしたあと調査票をアップロードしていただきます。

オンラインによる回答は、

- ・入力エラーの発見・修正が簡単にできる。（提出後の修正も可能です。）
- ・24 時間いつでも提出ができる。
- ・「質問まとめ」などで、つまずきやすい回答の確認ができる。

などのメリットがありますので、是非ともご利用ください。